

備前市 立地適正化計画 策定等 業務委託 プロポーザル実施要領

備前市 産業部 都市住宅課

本実施要領は、「備前市立地適正化計画策定等業務委託」の受注者を、公募型プロポーザルにて選定するための必要事項を記載するものである。

1 業務の概要

(1) 業務名

備前市立地適正化計画策定等業務委託

(2) 業務内容

別紙「備前市立地適正化計画策定等業務委託特記仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和4年（西暦2022年）3月18日（金）

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、¥26,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
支払限度額	9,230千円 (約35%)	10,360千円 (約39%)	6,710千円 (約26%)	26,300千円

3 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市に対し入札参加資格審査申請を行っている土木関係建設コンサルタントで、有資格者名簿に当該業務に関する部門（都市計画及び地方計画）の登録があること。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に、備前市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。

- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関する策定業務について、過去5年間に国又は地方公共団体から元請として受注した業務において1件以上の実績を有していること。
- (7) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ウ R C C M（都市計画及び地方計画）

4 選定スケジュール

- (1) ホームページへの公告
令和元年5月29日（水）
- (2) 参加申込書受付期間
令和元年5月29日（水）から令和元年6月12日（水）午後5時まで
- (3) 質問受付期間
令和元年5月29日（水）から令和元年6月4日（火）午後5時まで
- (4) 質問回答期限
令和元年6月10日（月）午後1時
- (5) 1次審査（参加資格審査）結果通知
令和元年6月18日（火）
- (6) 提案書受付期間
令和元年6月24日（月）から令和元年7月5日（金）午後5時まで
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング
令和元年7月8日（月）を予定
- (8) 審査結果
令和元年7月中旬公表

5 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申込を行うこと。なお、参加申込期間を過ぎての申込は受け付けない。

- (1) 受付期間及び提出方法
 - ア 受付期間 令和元年5月29日（水）から令和元年6月12日（水）午後5時まで
 - イ 提出方法 持参又は郵送（書留又は特定記録郵便）
 - ウ 提出先 備前市役所 産業部 都市住宅課 都市計画係
- (2) 提出書類（提出部数は全て1部）
 - ア 参加申込書、会社概要書（様式第1号）
 - イ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

ウ 業務実績調書（様式第2号）

エ 担当技術者調書及び配置予定者の経歴調書（様式第3号・様式第4号）

6 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和元年5月29日（水）から令和元年6月4日（火）午後5時まで
- (2) 提出先 備前市役所 産業部 都市住宅課 都市計画係
E-Mail アドレス bztoshi@city.bizen.lg.jp
- (3) 提出方法 質問書（様式第5号）により、E-Mail にて送信することとし、送信後に受信確認の電話をすること。但し、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (4) 回答方法 令和元年6月10日（月）午後1時までに、本市ホームページにて随時、回答を公開する。

7 1次審査（参加資格審査）及び審査結果

- (1) 審査方法
担当係において提出書類を確認するとともに審査を行い、5者を選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。
- (2) 審査結果
令和元年6月18日（火）に参加申込提出業者へ参加資格審査結果を電話及びE-Mail にて通知する。

8 2次審査（プロポーザル提案書及びプレゼンテーション）

参加資格の決定通知が届いた者は、以下に従い、提案書等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和元年6月24日（月）から令和元年7月5日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 備前市役所 産業部 都市住宅課 都市計画係
- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送の場合は書留又は特定記録郵便とし、提出期間までに到着したものに限り。
- (4) 提出書類
ア 提案書表紙（様式第6号）
イ 提案書（任意様式）
（5）に示す内容について提案すること。なお、枚数はA4片面12ページ以内とすること。（A3版はA4版2ページ分で換算。）
ウ 見積書及び内訳（任意様式）
「備前市立地適正化計画策定等業務委託特記仕様書」に示す業務概要の各項目について、立地適正化計画策定と都市計画マスタープラン改定とに分けて作成すること。
なお、各年度共通項目については基本的に立地適正化計画策定に含めること。
また、各年度の見積金額を確認できるように全体集計を行うこと。

そのほか、独自提案内容については、新たな項目立てを行ったり、内訳表を工夫するなどして、必要経費を確認できるようにすること。

(5) 提案内容 ア 実施フロー・工程計画

イ 評価テーマ①「効果的な都市構造等の分析手法」

住民等に対し、計画の必要性や妥当性を効果的に説明することができる都市構造等の分析手法・項目と可視化資料とはどのようなものか。

ウ 評価テーマ②「災害の発生のおそれのある区域の取扱手法」

居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定にあたり、災害危険区域等の災害リスクの高い区域をどのように取り扱うか。

エ 評価テーマ③「公共施設再編施策との連携手法」

都市機能誘導区域や誘導施設の設定等にあたり、公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた取組との連携を図り、行財政とまちづくりの双方の視点からどのように検討を進めるか。

オ 評価テーマ④「誘導方針や誘導施策の整理手法」

居住誘導区域内に効果的に居住を誘導するため、計画に盛り込んで市が独自に講じるべき公共交通や住宅分野等の施策や方針をどのように整理するか。

カ 評価テーマ⑤「効率的な住民等との合意形成手法」

効率的に住民等との合意形成を図るため、プロセスと進め方をどうするか。

(6) 提出部数 10部（見積書及び内訳については1部）

(7) プレゼンテーション

提出された提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 令和元年7月8日（月）を予定 ※詳細は事前に通知

イ 実施場所 備前市役所（備前市 東片上126番地）

ウ 実施時間 1社につき提案書の内容説明を20分以内で行い、その後10分程度質疑応答を行う。

エ 参加人数 1社につき3名以内とする。

オ 実施方法 パワーポイント等によるプレゼンテーションとする場合、スクリーン及びプロジェクターは市において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

カ 使用資料 事前に提出した提案書とする。追加の提案及び追加資料は認めない。

(8) 審査方法

備前市職員を中心に構成する「備前市立地適正化計画策定等業務委託審査委員会」で行う。審査項目については、（別紙）2次審査基準による。

(9) 審査結果

令和元年7月中旬に書面で通知する。

- ・第2次審査の技術点の合計が一番高い者を本業務の受託候補者とする。
- ・結果についての異議申し立ては一切認めない。

9 失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (4) 見積価格が提案上限額を超えた場合。
- (5) その他、本実施要領に違反する場合。

10 業務委託契約

(1) 契約の締結

審査委員会において本業務の受託候補者として選定された者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した上で予定価格の範囲内で随意契約により契約締結を行う。ただし、この者が参加申込書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約の締結は行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途仕様書に定める内容を基本とするが、契約締結の際にプロポーザルでの提案内容等に即して仕様書の変更を行う場合もありうる。

11 その他

- (1) 参加申込後、辞退する場合は参加辞退様式（様式第7号）を提出すること。
- (2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とし、当市はこれを負担しない。
- (5) 提出された提案書は、審査以外の目的で使用しない。
- (6) 提出された提案書は、審査員に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。

12 問い合わせ先

〒705-8602 岡山県 備前市 東片上126番地
備前市役所 産業部 都市住宅課 都市計画係
電話 0869-64-1834 FAX 0869-64-1850
E-mail bztoshi@city.bizen.lg.jp

別紙「備前市立地適正化計画策定等業務委託」に係るプロポーザル評価項目等

● 1次審査基準（技術提案書の提出者を選定するための基準）

評価項目	ウェイト
会社の経験および能力	
同種業務の実績	
都市計画マスタープラン策定または改定（見直し）業務の実績【過去10年間】	15%
立地適正化計画の策定業務の実績【過去5年間】	15%
備前市および岡山県内、兵庫県内の同種または類似業務の実績【過去10年間】	20%
技術者資格保有状況【参加申込日時点】	
技術士（総合技術監理一都市及び地方計画）の人数	15%
技術士（建設一都市及び地方計画）の人数	10%
認定都市プランナーの人数	10%
空間情報総括監理技術者の人数	15%

● 2次審査基準（技術提案書を特定するための基準）

500点 満点

評価項目【（）内は評価基準】	技術点
実施体制および予定技術者の技術力	
管理技術者	
都市計画マスタープラン・立地適正化計画の業務経歴	20
技術者の保有資格およびその専門分野の内容	15
照査技術者	
都市計画マスタープラン・立地適正化計画の業務経歴	10
技術者の保有資格およびその専門分野の内容	10
主たる担当技術者	
都市計画マスタープラン・立地適正化計画の業務経歴	20
技術者の保有資格およびその専門分野の内容	15
手持ち業務の件数	10
技術提案書	
実施フロー・工程計画	
（業務理解度：目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。）	20
（実施手順：業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。）	20
（工程表：業務表の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。）	20
評価テーマ	
①「効果的な都市構造等の分析手法」	40
②「災害の発生のおそれのある区域の取扱手法」	40
③「公共施設再編施策との連携手法」	40
④「誘導方針や誘導施策の検討手法」	40
⑤「効率的な住民等との合意形成手法」	40
評価テーマ毎の細目評価基準（配点ウェイト）	
（的確性：総合計画等の関連計画を踏まえた提案であり、業務目的との整合性がとれている場合に優位に評価する。）	(15)
（実現性：同種または類似実績の提示など、提案内容に説得力があり、実現可能な提案である場合に優位に評価する。）	(15)
（独創性：備前市の現状、課題等を適切に捉え、専門的で独創的な企画提案がされている場合に優位に評価する。）	(10)
全体（評価テーマ間の整合性等）	
（相互に関連する評価テーマ間の整合性等が図られている場合に優位に評価する。）	40
プレゼンテーション	
（内容：重点箇所の整理等が分かりやすく説得力がある場合に優位に評価する。）	40
（質疑応答：質疑に対して的確な応答である場合に優位に評価する。）	40
（取組意欲：業務に対する取組意欲、熱意が感じられる場合に優位に評価する。）	20
参考見積	
見積の妥当性	※ 数値化しない
（参考見積金額に対し、技術提案は相応の高度な内容となっているか。）	※